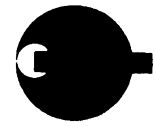


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

| | | |
|---|---|---|
| （告 示） | ○大規模小売店舗の変更の届出に関する公告（金融・商業振興課） | 三 |
| ○特定計量器の定期検査の実施（工業支援課） | ○開発行為に関する工事の完了（建築課） | 四 |
| ○土地改良区の役員の就任届（耕地課） | ○人事委員会規則 | 四 |
| ○換地計画の適否決定（耕地課） | ○奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 五 |
| ○道路の位置指定（建築課） | ○不在者投票を取り扱う施設の指定 | 五 |
| （公 告） | ○選挙管理委員会公告 | 五 |
| ○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定（障害福祉課） | ○参議院（選挙区選出）議員選挙における立候補予定者に対する説明会の開催 | 五 |
| ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定（障害福祉課） | | |

告 示

奈良県告示第七十八号

計量法（平成四年法律第五十二号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれ

かに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。
平成十九年五月十八日
奈良県知事 荒井正吾

| 区 分 区 域 | 月 日（曜日） | 時 間 場 所 |
|---------|-----------|--|
| 五條市 | 六月十九日（火） | 午前十時から 午後四時まで 運搬が困難なばかりの所 在場所 |
| | 六月二十日（水） | 午前十時から 午後四時まで 運搬が困難なばかり以外の特定計量器 |
| 五條市 | 六月二十一日（木） | 午前十一時から 午後一時まで 茄子原集会所 |
| | 六月二十二日（金） | 午前十一時から 午後一時まで 宗松公民館 |
| 賀名生公民館 | 六月二十三日（土） | 午後一時三十分から 午後三時まで |
| | 六月二十四日（日） | 午後一時三十分から 午後三時まで |

| | | |
|-----------|------------------|-------|
| 六月二十五日（月） | 午前十時から 午後三時まで | 野原公民館 |
| 六月二十六日（火） | 午前十時から 午後三時まで | 五條市役所 |
| 六月二十七日（水） | 午前十時から 午後三時まで | |

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県工業技術センター（奈良市柏木町二二九番地一）において行う。

奈良県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、長柄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十九年五月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

- 理事 老田 勇 天理市長柄町七二一
- 〃 前田 良信 〃 八二八
- 〃 村上 勇 〃 八四八二
- 〃 飯田 治男 〃 六一〇一四
- 〃 森継 専司 〃 六〇四
- 〃 松岡 英男 〃 六二七
- 〃 老田 勝美 〃 七二一
- 〃 藪内 恒敏 〃 七三七
- 〃 岡部 利通 〃 七三〇
- 〃 吉村 和美 〃 三九九一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

- 理事 老田 勝美 天理市長柄町七二一
- 〃 出口 善嗣 〃 八一六
- 〃 藪内 恒敏 〃 七三七
- 〃 村上 勇 〃 八四八二
- 〃 西山 勝弘 〃 八〇六
- 〃 堀田 信也 〃 一〇一四一四
- 〃 老田 重雄 〃 四一〇一二
- 〃 飯田 昌利 〃 六一〇一四
- 〃 松田 金弘 〃 七二四
- 〃 吉村 和美 〃 三九九一

奈良県告示第八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、次の表の上欄の者の申請に係る換地計画は、平成十九年五月九日適当と決定した。

なお、土地改良法第五十二条の二第四項において準用する同法第八十六条の規定により、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月十八日

奈良県知事 荒井正吾

| | | |
|---------------|--------------------|---------------------------------|
| 申請者 | 換地計画 | 縦覧期間及び場所 |
| 高取町長 筒井 良盛 | 土地改良総合整備事業 佐田地区 | 平成十九年五月二十一日から同年六月十一日まで 高取町役場 |

奈良県告示第八十号

建築基準法(昭和二十五年法律第三十号)第四十一条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県桜井土木事務所長から報告があった。

平成十九年五月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所(平成十九年四月二十七日現在の地番による。)
桜井市大字東新堂四一番地ノ一の一部
- 二 申請者氏名 株式会社シテイホーム 代表取締役 田中昭治
- 三 申請者住所 香芝市今泉九八番地ノ一
- 四 道路の幅員 六・二〇メートル
- 五 道路の延長 四〇・〇六メートル
- 六 指定年月日 平成十九年五月七日
- 七 指定番号 桜土第一九〇一号

公 告

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定しました。

平成十九年五月十八日

奈良県知事 荒井正吾

| 設置者の名 | 設置者の主たる事務所の所在地 | 施設の名 | 施設の所在地 | 昼間実施サービスの種類 | 指定年月日 |
|------------|----------------|--------------------|------------|-------------|-----------|
| 社会福祉法人ならやま | 奈良市奈良阪町二五三二一三 | 障害者支援施設いずみ | 奈良市奈良阪町二四九 | 生活介護施設入所支援 | 平成十九年五月一日 |
| 社会福祉法人中川会 | 奈良市奈良阪町一六七 | フリーシユッタッドなか がわI番館 | 奈良市奈良阪町一六七 | 生活介護施設入所支援 | 平成十九年五月一日 |
| 社会福祉法人中川会 | 奈良市奈良阪町一六七 | フリーシユッタッドなか がわII番館 | 奈良市奈良阪町一六七 | 生活介護施設入所支援 | 平成十九年五月一日 |

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項又は第三十二条第一項の規定により、指定障害者福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十九年五月十八日

奈良県知事 荒井正吾

| 事業者の名 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 事業所の名 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種 | 指定年月日 |
|---------------|----------------|-------|---------|------------|-------|
| 社会福祉法人奈良市奈良阪町 | 奈良市奈良阪町 | プレセント | 奈良市奈良阪 | 生活介護 | 平成十九 |

| | | | | | |
|---------------------|---------------|------------------|---------------|--|-----------|
| 人申川会 | 一六七 | なかがわ | 町一六七 | 短期入所 | 年五月一日 |
| 株式会社絢永 | 生駒郡平群町若井三〇一六三 | 訪問介護事業所ゆうきケアセンター | 生駒郡平群町若井三〇一六三 | 居宅介護 行動援護 | 平成十九年五月一日 |
| 特定非営利活動法人天理市手をなぐ育成会 | 天理市丹波市町一九六一 | スマイル | 天理市丹波市町一九六一 | 生活介護 | 平成十九年五月一日 |
| 社会福祉法人自然塾 | 天理市檜垣町七四三一 | みんなの家 ていーだ | 天理市檜垣町七四三一 | 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 児童デイサービス 短期入所 生活介護 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型） | 平成十九年五月一日 |

| | | | | | |
|----------------------|---------------|-------------------------|---------------|------------|-----------|
| 有限会社あかり | 橿原市曾我町八一〇一 | 訪問介護支援センターあかり | 橿原市曾我町八一〇一 | 相談支援 | 平成十九年五月一日 |
| 社会福祉法人橿原市手をなぐ育成会 | 橿原市小房町一〇一 | 橿原市福祉作業所 | 橿原市小房町一〇一 | 生活介護 | 平成十九年五月一日 |
| 社会福祉法人上牧町社会福祉協議会 | 北葛城郡上牧町上牧三三四五 | 社会福祉法人上牧町社会福祉協議会 | 北葛城郡上牧町上牧三三四二 | 就労継続支援（B型） | 平成十九年五月一日 |
| 社会福祉法人以和貴会 | 香芝市尼寺六一六 | ふれあいきつちん「SORA」 | 香芝市逢坂一三三四一 | 就労継続支援（A型） | 平成十九年五月一日 |
| 特定非営利活動法人アクティブセンターうだ | 宇陀市大宇陀区拾生八九 | あおぞら | 宇陀市大宇陀区拾生八九 | 生活介護 | 平成十九年五月一日 |
| 社会福祉法人自然塾 | 天理市檜垣町七四三一 | みんなの家 ていーだ 共同生活介護 | 天理市檜垣町七四三一 | 共同生活介護 | 平成十九年五月一日 |

| | | | | | |
|---------------------|-------------|---------------|--------------|------|-----------|
| 社会福祉法人萌 | 大和郡山市小泉町七三一 | 生活支援センターなつ | 大和高田市磯野北町一〇一 | 相談支援 | 平成十九年五月一日 |
| 特定非営利活動法人天理市手をなぐ育成会 | 天理市丹波市町一九六一 | スマイル支援センター | 天理市丹波市町一九六一 | 相談支援 | 平成十九年五月一日 |
| 社会福祉法人自然塾 | 天理市檜垣町七四三一 | みんなの家 ていーだ | 天理市檜垣町七四三一 | 相談支援 | 平成十九年五月一日 |

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十二号。以下「法」といいます。）第六條第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べ理由を記載した書面を添えて、平成十九年五月十八日から同年九月十八日までに奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するよう提出してください。

平成十九年五月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン天理ショッピングセンター
所在地 天理市東井戸堂町二六六一他
- 二 変更のあった事項
駐車場の収容台数
（変更前）収容台数 一、四七五台

(変更後) 収容人数 一、三六三台

三 届出年月日

平成十九年五月十日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部金融・商業振興課

五 縦覧期間

平成十九年五月十八日から同年九月十八日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十九年五月十八日
奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十七年十月四日第七六一六四号

平成十九年四月二十七日第七六一六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年五月十一日第六六八〇号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市中戸七八〇番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市中戸四二八番地

宗教学人教善寺 代表役員 塚本文哲

人事委員会規則

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月十八日

奈良県人事委員会規則第二号

奈良県人事委員会委員長 岩本 平

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。別表第一吉野町の管理職員等の範囲の表本庁の項中

| | |
|-------|------------------------|
| 町長 部局 | 参事 課長 総務課の人事担当主幹及び課長補佐 |
| | 務課の財政担当主幹及び課長補佐 |

| | |
|-------|------------------------------|
| 町長 部局 | 参事 会計管理者 課長 総務課の人事担当主幹及び課長補佐 |
| | 課長補佐 総務課の財政担当主幹及び課長補佐 |

課長を「次長」に改め、同表出先その他の機関の項中「医長」を「部長」に改める。別表第二大淀町の管理職員等の範囲の表本庁の項中「部長」を「会計管理者 部長」に改める。

別表第三下市町の管理職員等の範囲の表本庁の項中「参事 課長 室長」を「会計管理者 課長」に改め、「総務課の人事又は財政担当課長補佐」を削り、同表出先その他の機関の項中

| | |
|---------|-----|
| 情報センター | 所長 |
| 紫水苑 | 所長 |
| 保養センター | 支配人 |
| 下市温泉秋津荘 | |

| | |
|-------|----|
| 森林公園 | 所長 |
| やすらぎ村 | |

| | |
|---------|-----|
| 紫水苑 | 所長 |
| 保養センター | 支配人 |
| 下市温泉秋津荘 | |

別表第四黒滝村の管理職員等の範囲の表本庁の項中「課長」を「課長 会計管理者」に改める。

別表第五大川村の管理職員等の範囲の表本庁の項中「参事」を「参事 会計管理者」に改める。

別表第六野迫川村の管理職員等の範囲の表本庁の項中「課長」を「課長 会計管理者」に改める。

別表第七津川村の管理職員等の範囲の表本庁の項中「参事 課長 主事」を「参事 会計管理者 課長」に改め、同表出先その他の機関の項中

| | |
|-----|--------|
| 診療所 | 所長 事務長 |
| 幼稚園 | 園長 |

| | |
|-----|--------|
| 診療所 | 所長 事務長 |
|-----|--------|

別表第八下北山村の管理職員等の範囲の表本庁の項中「課長」を「課長 会計管理者」に改める。

別表第九上北山村の管理職員等の範囲の表本庁の項中「課長」を「会計管理者 課長」に改める。

」に改める。
別表第十東吉野村の管理職員等の範囲の表本庁の項中「課長」を「会計管理者 課長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成十九年五月十八日

奈良県選挙管理委員会
委員長 白井 皓喜

| 名称 | 所在地 |
|---------------|-----------------|
| 介護老人保健施設こころ上牧 | 北葛城郡上牧町上牧二七六八一二 |

選挙管理委員会公告

近く執行が予想される参議院（選挙区選出）議員選挙において立候補を予定する者に対し、立候補の手続等について、次により説明会を開催します。

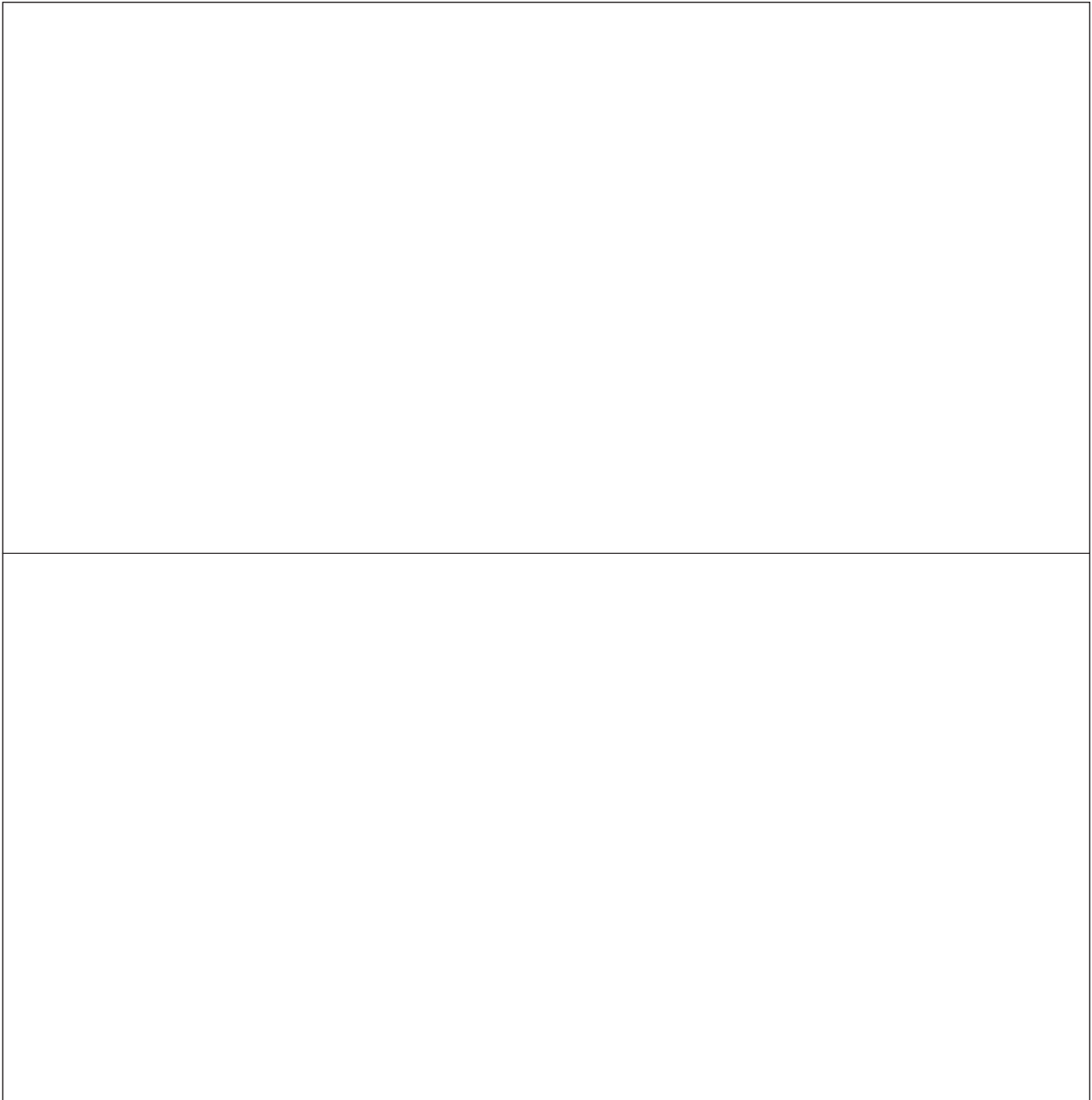
平成十九年五月十八日

奈良県選挙管理委員会
委員長 白井 皓喜

一 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎五階
第一会議室

二 日時 平成十九年六月四日（月） 午後二時

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)



発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―二三―二〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二―三五―七三三代

本誌は再生紙を使用しています。